

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	使用許可の取消し等		
根拠条例等・条項	堺市立文化館条例第12条		
所 管 課	文化部文化課		
処 分 基 準	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 条例第12条に基づき審査する。 【文化館条例第12条(使用許可の取消し等)】 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。 (1) 第9条第2項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当したとき。 (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 使用許可の条件に違反したとき。 (参考) 9条第2項各号 2 前項の規定による使用許可の取消し、使用の制限若しくは停止又は退去により使用者に損害が生じて、本市はその責めを負わない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備、器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 本市が美術作品等の展示のために使用するとき。 (4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、文化館の管理上支障があり、使用させることが不相当であると認めるとき。		
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項		